

堺市報道提供資料

(文部科学記者会、大阪教育記者会 同時提供)

令和3年7月16日提供

市内の歴史的建造物が文化財に登録されます —西区浜寺昭和町の小倉家住宅—

令和3年7月16日(金)に国の文化審議会が開催され、堺市内では、登録有形文化財(建造物)として、西区浜寺昭和町の「小倉家住宅」が文部科学大臣に、以下のとおり答申されました。小倉家住宅の登録により、市内の登録有形文化財(建造物)は21箇所となります。

1 名称

小倉家住宅(おぐらけじゅうたく) 洋館(ようかん)・門(もん) 1箇所2件

2 所在地

堺市西区浜寺昭和町五丁579番地2

3 建物の概要

洋館:鉄筋コンクリート造2階建、建築面積65㎡ 昭和7(1932)年建築

門:鉄筋コンクリート造、銅板葺、間口4.91m、左右袖塀付 昭和7(1932)年建築

南海本線浜寺公園駅東側一帯は、大正7(1918)年、地元地主を中心とした浜寺土地株式会社により、住宅地へと開発されていった地域です。小倉家住宅は、その一画に建つ住宅で、大正8(1919)年頃、小倉大四郎が和風木造2階建て住宅付きの土地を購入したと伝わり、昭和7年に、その敷地内に洋館と門を増築しました。建築にあたっては、大阪市内に事務所を構える池田谷建築事務所が設計しており、府知事に提出した「建築認可申請書」や日記帳、建設中の様子などが撮影された16ミリフィルムが現在も多数残っています。

洋館は、当時流行していたスパニッシュ瓦やスクラッチタイルを用い、洋風好みであった施主の意向を十二分に取り入れた個性的な意匠を持ちます。大正時代に新たに開発された浜寺の住宅地では、当時、個性的な住宅が次々と建築されており、この洋館もそれらを物語るひとつです。昭和初期に建築されたスパニッシュスタイルの上質な洋館建築として、また浜寺の景観を構成する上で欠くことができない建造物です。

門は、随所に日本建築の要素を用いており、大変特徴的です。建築時には既に敷地内には和風木造住宅が建築されており、洋館部とあわせて違和感のない和洋折衷の設計が行われたものと考えられます。

いずれについても、登録有形文化財登録基準(2)の「造形の規範となっているもの」に該当し、大変貴重です。

4 写真



洋館および門



門

5 登録有形文化財制度について

平成8年より、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が新しく設けられました。この制度は文化財保護法の中心である指定制度を補い、より多くの文化財を保護する目的で創設されたものです。

登録制度は、活用しつつ次の世代に伝えていくということを目的としているため、指定にくらべその規制は緩やかなものとなっています。身近な歴史的建造物を活用することは、特色あるまちづくりの手法の一つともいえます。

登録を受けると、保存・活用に必要な修理等の設計監理費の2分の1、外観および公開範囲の仕上げに関わる箇所を修理する場合の工事費の2分の1を国が補助します。また家屋にかかる固定資産税の2分の1の減税や、相続財産評価額（土地含む）の10分の3が控除されます。

6 登録有形文化財登録基準（平成8年文部省告示152号 改正平成17年文部科学省告示第44号）

- (1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (2) 造形の規範となっているもの
- (3) 再現することが容易でないもの

7 市内の登録有形文化財一覧

	名称	所在地	登録年月日
1	近江岸家住宅・外堀	西区浜寺昭和町3丁351	H10.1.16
2	浅香山病院白塔・西病棟	堺区今池町3丁3-16	H10.9.2
3	南海本線浜寺公園駅駅舎	西区浜寺公園町2丁188	H10.9.2
4	南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	西区浜寺諏訪森町西2丁78	H10.9.2
5	阪之上家住宅洋館他	西区浜寺昭和町5丁594	H11.11.18
6	大阪府立三国丘高等学校同窓会館（旧三丘会館）	堺区南三国ヶ丘町2丁2-36	H12.2.15
7	片桐棲龍堂主屋他	堺区西湊町3丁1-16	H12.10.18
8	旧天王貯水池	堺区中三国ヶ丘町3丁78	H13.8.28
9	旧是枝近有邸	北区百舌鳥梅北町4丁185	H14.2.14
10	兒山家住宅主屋他	中区陶器北1404	H14.2.14
11	清学院不動産他	堺区北旅籠町西1丁3-13	H14.8.21
12	伸庵	堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内	H15.1.31
13	黄梅庵	堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内	H15.1.31
14	小谷城郷土館主屋他	南区豊田1602-1	H17.7.12
15	霜野家住宅（土塔庵）旧主屋他	中区土塔町2209	H22.9.10
16	小谷家住宅主屋他	南区豊田1612	H25.6.21
17	西井家住宅主屋他	東区北野田284-1	H29.10.27
18	旧丹治商会社屋他	堺区永代町1丁7-1	H30.11.2
19	筒井家住宅主屋他	北区中百舌鳥町4丁535	R2.4.3
20	旧十八屋（櫻館）	堺区桜之町西3丁4	R2.8.17

問 い 合 わ せ 先	担 当 課 : 文化観光局 文化部 文化財課 電 話 : 072-228-7198 ファックス : 072-228-7228
----------------------------	--